四　その他のもの	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の一二％以上であること。	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル、フィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が全重量の二％以上であること。	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の五〇％以上であること。
四　その他のもの	こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の一二％以上であること。	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の二％以上であること。	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品の含有量の合計の五〇％以上であること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない部分を削る。

改正後			改正前		
（配合飼料の指定） **第一条**　関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条（飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。）第一条（配合飼料の指定）及び令第四十五条第三項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。 （輸入数量の換算） **第七条**　［略］			（配合飼料の指定） **第一条**　関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条（飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。）第一条（配合飼料の指定）及び令第四十五条第二項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。 （輸入数量の換算） **第七条**　［同上］		
物品	品目	換算率	物品	品目	換算率
一　法の別表第一の六の一三の項に掲げる物品	［略］	［略］	一　法の別表第一の六第一三項に掲げる物品	［同上］	［同上］
二　法の別表第一の六の一四の項に掲げる物品	［略］	［略］	二　法の別表第一の六第一四項に掲げる物品	［同上］	［同上］
三　法の別表第一の六の一四の二の項に掲げる物品	［略］	［略］	三　法の別表第一の六第一四の二項に掲げる物品	［同上］	［同上］
四　法の別表第一の六の二一の項に掲げる物品	［略］	［略］	四　法の別表第一の六第二一項に掲げる物品	［同上］	［同上］